

地場産くるめ公告 第2号

公益財団法人久留米地域地場産業振興センター清掃業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人久留米地域地場産業振興センター契約事務規程（規程第9号）第11条により、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号、以下「規則」という。）第4条の規定を準用し、次のとおり公告する。

令和7年3月21日

公益財団法人久留米地域地場産業振興センター
理事長 牧野浩志

1. 入札に付する事項

- (1) 入札番号 久振－5
- (2) 業 務 名 公益財団法人久留米地域地場産業振興センター清掃業務
- (3) 履行場所 公益財団法人久留米地域地場産業振興センター
(福岡県久留米市東合川五丁目8番5号)
- (4) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (6) 予定金額 4,400,880円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 入札参加資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料

イ アを除く福岡県内 県税

- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2項第1項」の第1号「建築物清掃業」もしくは、第8号「建築物環境衛生総合管理業」に登録されている事業者であること。
- (9) 適格請求書発行事業者であること。

3. 契約条項を示す場所

公益財団法人久留米地域地場産業振興センター（福岡県久留米市東合川五丁目8番5号）
及びホームページに契約書（案）を掲載

4. 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、久留米市の入札参加資格有資格者名簿登録者については、エ～キの提出書類は提出しなくてよい。また、カ、キは提出締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（1）提出書類

ア 入札書（様式第1号）

イ 入札保証金振込書類の写し又は6（1）に規定する金融機関等の保証等

ウ 入札参加資格確認申請書（第2号様式）

エ 役員等調書及び照会承諾書（第3号様式）

オ 誓約書（別紙1）

カ 登記事項全部証明書（写し可）

キ 次に掲げる、入札参加者の所在地区分別及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分			税区分	納税等証明書	
			税目	法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
		福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	—	明

(2) 提出期限

令和7年3月27日（木） 17:00 必着

(3) 提出先（宛先）

〒839-0809 福岡県久留米市東合川五丁目8番5号

公益財団法人久留米地域地場産業振興センター

(4) 郵送方法

- ① 封筒表面に、「入札書在中」と朱書きして、業務名及び宛先を記入し、裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ② 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(5) 入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

5. 開札

(1) 日時： 令和7年3月28日（金） 10時00分

(2) 場所： 地場産くるめ 会議室

(3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、当財団ホームページで公表する。

6. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は当財団理事長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は免除する。

入札保証金を納付する場合、提出期限に間に合うように、当財団へ申し出ること。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は当財団理事長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8. その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：令和7年3月21日（金）から令和7年3月24日（月）17時まで

② 受付場所：公益財団法人久留米地域地場産業振興センター

③ 質問の提出方法：

質問事項を指定の様式（別紙2）に記載し、FAX 又はメールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また到達確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和7年3月25日（火）までにメールで回答する。また、必要に応じて当財団ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和7年4月3日（木）までに契約締結の手続きを行うこと。

9. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、当財団契約事務規程、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した当財団指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

10. 問い合わせ先（事務局）

（公財）久留米地域地場産業振興センター（地場産くるめ 2階）

住所：〒839-0809 福岡県久留米市東合川五丁目8番5号

電話：0942-44-3700

FAX : 0 9 4 2 - 4 3 - 1 0 2 0

E メール : info@jibasankurume.jp